

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

岩手国民年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から57年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から57年3月まで

私は、申立期間当時にA職の仕事をしており、事業主の家に後輩二人と一緒に住み込みながら勤務していた。後輩の一人が20歳になった昭和58年頃、B町役場の人に来て、私も国民年金に加入して国民年金保険料を納めるように説明があり、事業主が、他の同僚の分も一緒に国民年金への加入手続を行ってくれた。

その際に、私は国民年金保険料を8年分も遡って納められないと伝えたところ、事業主が、役場で保険料の免除申請の手続をしてくれたので、申立期間も保険料が免除されていたものと思っていた。

私宛てのねんきん定期便が届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請手続について、申立人自身は直接関与が無く、申立人の住み込み先の事業主が行ってくれたとしているが、当該事業主は既に他界しており、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続についての具体的な状況は不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立人の後輩二人と連番で昭和58年2月にB町で払い出されており、当該払出時点において申立期間である57年3月以前の国民年金保険料の免除申請はできない期間である上、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている後輩の一人も申立人と同様の納付記録であり、同年3月以前の保険料が免除とされていないことに不自然さは見られない。

さらに、申立人は、国民年金加入時に事業主に対し、申立期間の約8年分の国民年金保険料を納められない旨の話をしたとしているところ、B町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間である昭和49年5月から57年3月までの保険料は未納となっており、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人は、20歳に到達した昭和49年*月以降、国民年金手帳記号番号が払い出された58年2月までに、B町以外に住民登録をしておらず、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年頃
② 昭和43年頃

私は、申立期間①はA事業所B工場に、申立期間②はC事業所D支店に、それぞれ時期と期間は覚えていないが、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場に係る申立期間①については、申立人及び照会先事業所の供述から、申立事業所はE市に現存するF事業所であると推認される。

しかしながら、F事業所に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間当時の正社員の資料は保管しているが、その中に申立人の資料は見当たらず、また、申立人から名前の挙がった同僚についても資料が見当たらないと回答があった。

また、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C事業所D支店に係る申立期間②については、申立人は同事業所がG市にあったと供述しているところ、同地区を管轄する法務局へ照会したが商業登記上、当該事業所を確認することができなかった。

また、申立期間当時においてG市に類似する名称のH事業所（現在は、I事業所）という事業所があったことから、当該事業所に申立人の勤務実態や厚生年金

保険の加入について照会したところ、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時を知る従業員もいないことから不明であると回答があった。

さらに、申立期間及びその前後の期間のH事業所の事業所別被保険者名簿を確認したが申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。